

会社法第 811 条第 1 項第 1 号に定める書面  
会社法第 815 条第 3 項第 2 号に定める書面  
(新設分割に関する事後開示事項)

2022 年 7 月 1 日

東京都千代田区神田錦町一丁目 25 番地  
株式会社日清製粉グループ本社  
取締役社長 瀧原 賢二

東京都千代田区神田錦町一丁目 25 番地  
株式会社日清製粉デリカフロンティア  
取締役社長 岩崎 浩一

株式会社日清製粉グループ本社(以下「新設分割会社」といいます。)は、2022 年 4 月 26 日付新設分割計画書に基づき、2022 年 7 月 1 日をもって、新設分割により株式会社日清製粉デリカフロンティア(以下「新設会社」といいます。)を設立し、新設分割会社が有する中食・惣菜事業に係る子会社の事業活動の支援及び管理事業に関する権利義務を、新設会社に承継させる新設分割(以下「本新設分割」といいます。)を行いました。

本新設分割に関する会社法第 811 条第 1 項第 1 号、第 815 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 209 条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

1. 新設分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 209 条第 1 号)

2022 年 7 月 1 日

2. 会社法第 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過(会社法施行規則第 209 条第 2 号)

本新設分割は、会社法第 805 条が規定する簡易分割に該当するため、会社法第 805 条の 2 の規定による本新設分割をやめることを請求をすることができる株主はありません。

3. 会社法第 806 条、第 808 条及び第 810 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 209 条第 3 号)

(1) 会社法第 806 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本新設分割は、会社法第 805 条が規定する簡易分割に該当するため、会社法第 806 条の規定による株式の買取請求をすることができる株主はありません。

(2) 会社法第 808 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

本新設分割に際して、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 808 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 会社法第 810 条(債権者異議)の規定による手続の経過

新設分割会社は、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2022 年 5 月 12 日付の官報へ新設分割公告を掲載するとともに、知れている債権者には各別に催告も行いましたが、本新設分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 新設分割により新設分割設立会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 209 条第 4 号)

新設会社は、本新設分割の効力発生日である 2022 年 7 月 1 日をもって、新設分割会社から、新設分割計画書に定める権利義務を承継いたしました。

なお、新設会社が本新設分割により新設分割会社から承継した資産の額は、25,138 百万円(概算)であり、負債の額は、0 円(概算)です。

5. その他新設分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 209 条第 5 号)

新設会社は、本新設分割に際して、株式 1,000 株を発行し、その全てを新設分割会社に対して交付いたしました。

本新設分割の結果、新設会社の資本金の額は金 1 億円、資本準備金の額は 1 億円、利益準備金の額は 0 円となっております。

以上